

令和3年1月29日

まちづくり委員会資料

請願・陳情の審査

陳情第69号

市道の車道と歩道の落ち葉の清掃に関する陳情

建設緑政局

陳情第69号 市道の車道と歩道の落ち葉の清掃に関する陳情

1. 陳情箇所の概要

- 陳情箇所：多摩区菅馬場2・3・4丁目、菅北浦4・5丁目、菅仙谷3丁目
- 路線名：菅馬場86号線・菅北浦87号線
- 区間：西菅団地入口交差点～ゆりストア前～菅仙谷3丁目交差点
- 街路樹：ケヤキ198本

2. 現況写真

(令和2年12月10日撮影)

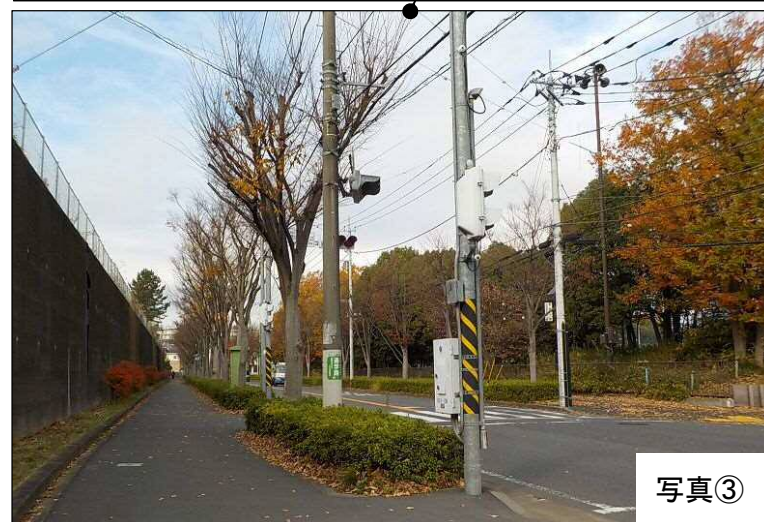
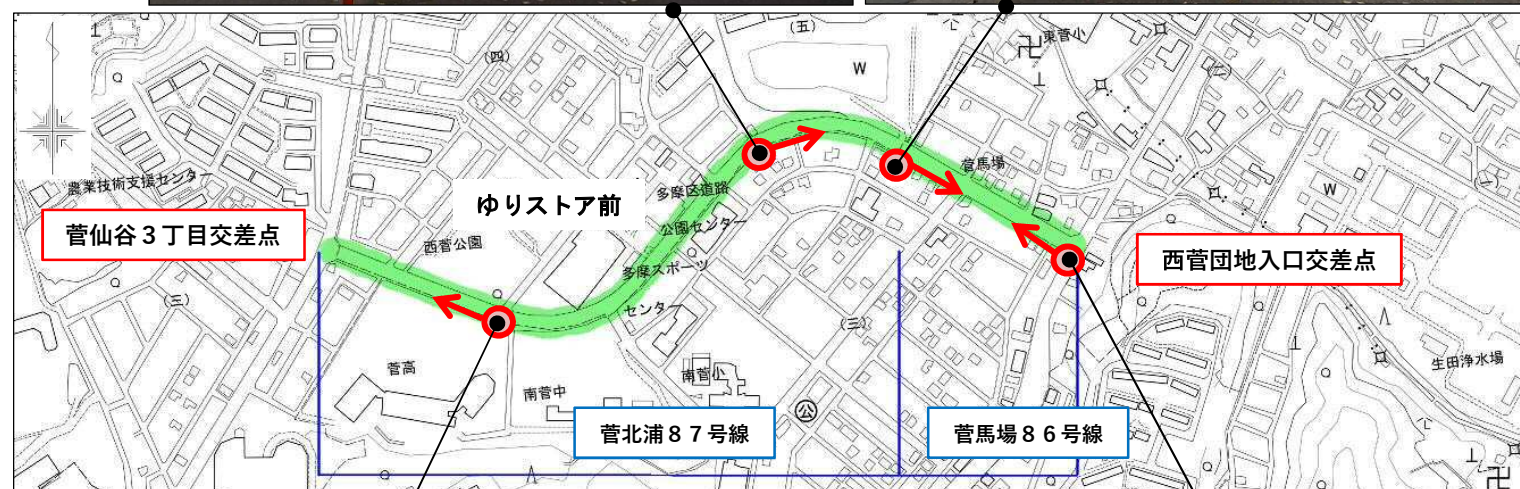
○街路樹の位置づけ：「川崎市街路樹管理計画」(平成30年3月)で多摩区における「シンボルとなる並木」(区内において景観的に特に重要な街路樹で、樹形管理の実施などにより統一美を発揮できる街路樹)に設定されている。



写真①



写真②



写真③



写真④

3. 現状

- ・街路樹の落ち葉は自然物という観点から、基本的に清掃等の対応をしておらず、主に地域の皆様個々の御協力により実施していただいている。
- ・道路清掃は主に幹線道路等において、道路の通行環境の保全を目的として、路面や側溝、歩道に溜まった塵等について定期的に清掃を行っている。
- ・当該路線の道路清掃は、概ね月1回実施(7月から2月の間に9回実施)しており、落ち葉が多い11月には2回実施している。
- ・当該路線の街路樹の剪定は、樹形を整え、交通の支障となる枝の除去のために定期的に行っている。(落ち葉を無くす目的での剪定は実施していない。)
- ・街路樹等愛護会が結成されている路線においては、その活動として清掃活動等が行われており、活動報奨金が交付されているが、当該路線では結成されていない。
- ・過去3年間(平成30年度～令和2年度)に当該路線において落ち葉清掃に関する要望はない。

4. 一般的なケヤキの街路樹の維持管理について

- ・ケヤキは主幹が枝分れを多くする樹形のため、剪定は冬期休眠期に行い、自然の美しい樹形を生かすように「ほうき型」に仕上げる。(冬期休眠期とはケヤキ等の落葉樹が葉を落として活動を休止し、樹形や枝ぶりが細部まで確認できる時期のこと。)
- ・落ち葉軽減を目的とした毎年の剪定など必要以上の剪定は、ケヤキの樹勢を弱め、生育に悪影響を与え、かえって樹形を乱すことになることから、頻繁な剪定ではなく、3年に1回程度の剪定を行うようにしている。
- ・幹線道路等においては、現場の状況に応じて、落葉期には道路清掃の回数を増やすなどの対策を講じている。

5. 陳情の要旨に対する本市の考え方について

【陳情の要旨】

多摩区菅馬場2丁目、菅馬場3丁目、菅北浦4丁目の市道のケヤキ並木の落ち葉が、11月、12月に大量に発生し、市民の高齢化に伴い、清掃と処理に苦労しています。川崎市として責任を持って清掃処理をお願いいたします。

【本市の考え方】

- 道路清掃については、今後も現場状況に応じて、適切に清掃を実施するよう努めていく。
- ケヤキの剪定については、「川崎市街路樹管理計画」の「シンボルとなる並木」として、引き続き樹形を整える剪定を冬期休眠期に行っていく。
- 落ち葉の清掃については、引き続き地域の皆様に御協力をお願いしていくとともに、今後、当該地域を対象に街路樹等愛護会の制度について説明に伺い、設立の機運が高まれば、結成に向けて手続きを行い、活動の支援を行っていく。